

市場化テスト

◆ 市場化テストとは、役所と民間企業のどちらが公共サービスの担い手にふさわしいか入札で競い合って決める制度である。

本制度は「PFI（公共施設等の建設・導入にあたり、民間の資金やノウハウを活用できる制度）」や「構造改革特区（地域を限定して法律による規制を緩和・撤廃できる制度）」、また「指定管理者制度（地方自治体が管理する施設等の運営を民間へ委託することができる制度）」などと同様に、「民間でできるものは民間へ」を具体化させる「官業開放のツール」として導入された手法であり、行政改革に熱心な国々（英、米、豪など）においてはかなり以前から実施されている。

公共サービスを単に外部委託する従来の競争入札とは異なり、官と民が対等に競争入札を行うことにより、公共サービスの質の維持向上やコストの削減が見込まれるほ

か、新規事業の開拓といったビジネスチャンスの拡大など、経済の活性化にも少なからずつながるものと期待される。

◆ 今年5月に公共サービス改革法（通称・市場化テスト法）が成立、来年度から本格的な競争入札が実施される。

政府の規制改革・民間開放推進会議が2004年10～11月に市場化テストの「モデル事業」について、広く民間からの提案を募集した結果、最終的に75の事業者等から119件の提案が寄せられた。これらの提案をもとに、2005年度には、社会保険庁が担う国民年金保険料の徴収など3分野8事業（図表1）をモデル事業として試行的に導入し、2007年度からは、本法の施行（本年7月）を機に対象業種を管理職や技術者向け職業紹介など5分野11事業（図表2）としたうえで、官も含めた「官民競争入札」

図表1 2006年度市場化テストモデル事業

分類	事業名
社会保険庁関連	厚生年金等の未適用事務所に対する適用促進事業
	国民年金保険料の収納事業
	年金電話相談センター事業
ハローワーク関連	キャリア交流プラザ事業
	若年層版 キャリア交流プラザ事業
	求人開拓事業
	アビリティガーデンにおける 職業訓練事業
行刑施設	施設警備等事業

（出所）内閣府 市場化テスト推進室発表の資料を基に当研究所にて作成

図表2 2007年度市場化テスト事業

分類	事業内容	事業開始予定
社会保険庁	国民年金保険料の徴収	07年10月
	厚生年金保険への加入促進	未定
	電話による年金相談	〃
ハローワーク関連	管理職経験者への就職支援	07年4月
	就職先企業の開拓	〃
	管理職や技術者向け職業紹介	〃
雇用・能力開発機構	ホワイトカラーへの職業訓練	〃
	若年者に向けた職業体験	〃
登記業務	登記証明書交付	未定
統計調査	総務省の指定統計	〃
	統計センターの業務	〃

（出所）2007年8月8日付 日本経済新聞の記事を基に当研究所にて作成

〃 = 新規事業

も実施されることとなった。

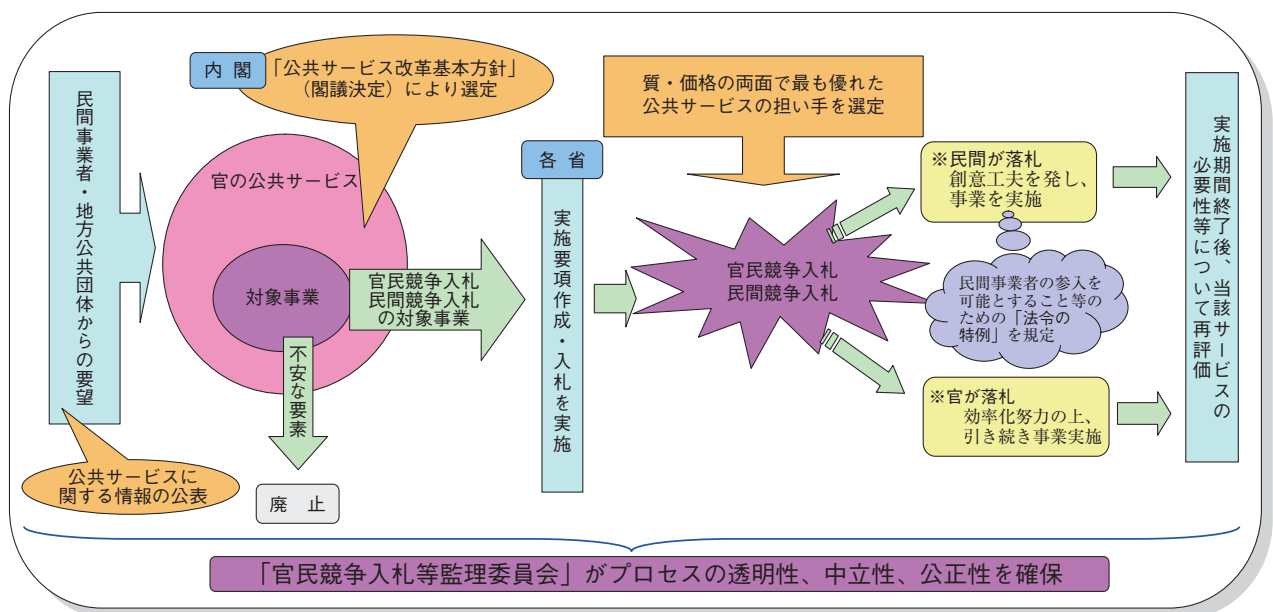
◆ 公共サービス改革法で定められている市場化テストの概要は以下のとおり（図表3参照）。

- ①市場化テストの対象となる事業は、国の行政機関等のみならず地方自治体も含めた公共サービスから選定される。
- ②対象となる公共サービスの内容や、これに関し政府が講ずべき措置などについては、民間事業者や地方自治体からの意見も踏まえ、「公共サービス改革基本方針（本年9月閣議決定される予定）」において明示される。
- ③入札競争については、価格のみならず仕事の質を含めた総合的な評価となる。事

業開始後も監視が続けられ、一定期間ごとに見直しや再入札がある。

- ④市場化テストの全過程を通じて、透明性、中立性および公共性を確保するため、内閣府に「官民競争入札等監理委員会」を設置（地方公共団体も同様に条例に基づく審議会等を設置）、委員会はそのために必要な勧告や調査などを実施する。
- ⑤市場化テストの結果、民間が落札すれば、当該事業は原則として民間移管または民営化の措置がとられ、これまで従事してきた公務員については配置転換などの措置が取られる。一方、落札した民間業者は「みなし公務員」となり、法令違反等あれば、刑法上の罰則が適用される。

図表3 官民競争入札等の全体の流れ



（出所）内閣府ホームページ「公共サービス改革法の概要」より抜粋